

国交省 ■ 重要物流道路

3万5000キロ指定 月末まで

特車許可不要は来月以降

国土交通省は、重要物流道路の1次指定に向け、都道府県や市町村、高速道路会社など道路管理者との協議を開始した。都市拠点をつなぐ幹線道路や港湾、空港など「物流拠点」へのアクセス道路の3万5千キロ程度を3月末までに指定する。このうち、道路構造上、安全性に支障の無い2万8千キロ程度は、40メートルハイキューブ(背高)の国際海上コンテナ車の特殊車両通行許可を不要とする区間として選定する方針だ。

(田中 信也)

道路管理者と協議開始

都道府県別の協議延長(単位はキロ)

都道府県	重要物流	代替・補完	都道府県	重要物流	代替・補完
北海道	5670	1040	滋賀	420	160
青森	640	490	京都	480	150
岩手	990	990	大阪	440	130
宮城	830	310	兵庫	930	500
秋田	800	500	奈良	190	350
山形	840	360	和歌山	510	200
福島	980	740	鳥取	380	150
茨城	870	340	島根	600	220
栃木	430	310	岡山	710	280
群馬	450	370	広島	970	320
埼玉	600	310	山口	810	260
千葉	760	570	徳島	430	280
東京	510	300	香川	380	130
神奈川	690	210	愛媛	750	270
新潟	1120	190	高知	560	490
富山	420	60	福岡	930	210
石川	440	240	佐賀	390	80
福井	370	140	長崎	260	120
山梨	390	170	熊本	580	390
長野	840	620	大分	620	100
岐阜	790	590	宮崎	580	280
静岡	850	350	鹿児島	610	160
愛知	1110	390	沖縄	440	240
三重	740	190	計	35100	15250

平常時、災害時を問わず、安定的な輸送を確保する重要物流道路は、都市拠点を結ぶ高規格幹線道路、直轄国道、都市高速道路の供用中区間(3万5000キロ程度)と、主要な港湾、空港、貨物駅など主要な物流拠点へのラストワンマイル(4500キロ程度)を合わせた計3万5千キロを想定。併せて指定する重要物流道路の代替路や、災害時拠点(備蓄基地、総合病院など)とつながる代替・補完路1万5250キロを含め、正式指定に向けて同省道路局が15日から、道路管理者との協議を開始した。

重要物流道路の都道府県別の協議(想定)延長をみると、北海道が5670キロと最長で、以下、新潟県1200キロ、愛知県1110キロ、岩手県990キロ、福島県980キロの順。逆に最短は奈良県の190キロとなった。

ている。

また、重要物流道路のうち、道路構造上、40メートル背高コンテナ車の通行に支障の無い約8割の区間については、構造基準を高さ4・5メートルから4・8メートル引き上げ、特車通行許可を不要とする措置を講じる。なお、特車許可不要区間は重要物流道路の決定後、4月以降に指定する見通しだ。



なお、道路管理者が指定する道路を通行する国際海上コンテナ運搬用のセミトレーラ連結車について、車両の構造に応じた重量と長さの最高限度などを新たに規定するため、車両制限令を一部改正する政令を15日に閣議決定した。40メートル背高

コンテナ車で、かつETC 2・0(次世代型自動料金収受システム)の搭載を条件として定める省令の一部改正と併せ、20日に公布・施行。

更に、新たに策定する「新広域交通ビジョン」を踏まえ、事業中・計画中の路線を含めた区間を夏ごろ2次指定する予定だ。